

鏡野町未来・希望基金事業の申請パターンについて

○パターン 1

健康のむらづくり事業、美しいまちづくり事業を含む全ての事業を4月、5月、6月上旬から実施したい。

→3月の仮申請で健康のむらづくり事業と美しいまちづくり事業以外の事業計画書等を提出

→4月の1次申請で全ての事業を申請

○パターン 2

健康のむらづくり事業と美しいまちづくり事業と、一部の事業は4月、5月、6月上旬から実施したい。

→3月の仮申請で、4、5月から実施したい一部の事業の計画書等を提出

→4月の1次申請で、健康のむらづくり事業と美しいまちづくり、仮申請をした事業を申請

→5月の2次申請で残りの事業を追加して申請（変更交付申請書）

○パターン 3

健康のむらづくり事業と美しいまちづくり事業は、4月、5月、6月上旬から実施したいが、その他の事業は全て6月中旬以降（2次審査委員会後）の実施でいい

→4月の1次申請で健康のむらづくり事業と美しいまちづくり事業を申請

→5月の2次申請でその他の事業を申請（変更交付申請書）

○パターン 4

健康のむらづくり事業と美しいまちづくり事業を含む全ての事業の実施を6月中旬以降（2次審査委員会後）の実施でいい

→2次申請で全ての事業を申請